



五管区水路通報第11号

150項-165項

令和4年3月18日

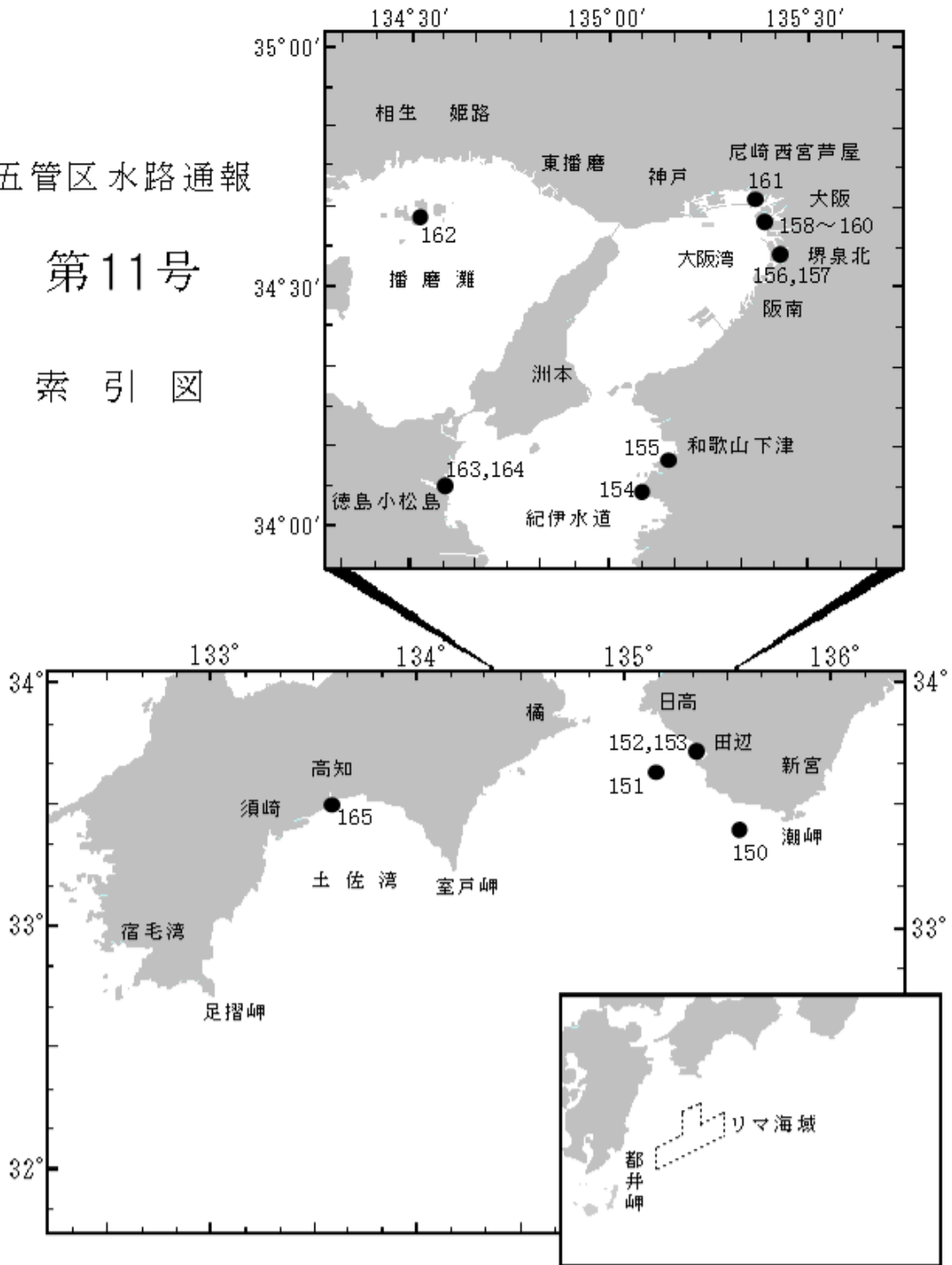
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第150項	本州南岸	潮岬北西方、和深崎南西方	A I S信号所について(予告)
第151項	本州南岸	田辺港西方	施設灯設置
第152項	本州南岸	田辺港、第1区	水深減少等
第153項	本州南岸	田辺港、第2区	浅所存在
第154項	和歌山下津港	有田区、第3区	浮棧橋設置
第155項	和歌山下津港	海南区、第1区	露出沈船存在
第156項	阪神港	堺泉北区、第2区	浮棧橋について
第157項	阪神港	堺泉北区、第3区	潜水作業
第158項	阪神港	大阪区、第1区	ボーリング作業等
第159項	阪神港	大阪区、第3区	棧橋撤去
第160項	阪神港	大阪区、第4区	信号所復旧(予告)
第161項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	護岸改修工事
第162項	家島諸島	坊勢島	防波堤改修工事
第163項	徳島小松島港	徳島区、第1区及び付近	橋梁完成
第164項	徳島小松島港	徳島区、第1区及び付近	掘下げ作業等
第165項	四国南岸	高知港	防波堤延長

五管区水路通報

第11号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報 バックナンバー	水路通報等の解説	水路測量実施区域	小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)	定置漁具の敷設情報
				

★4年150項 本州南岸 — 潮岬北西方、和深埼南西方 AIS信号所について(予告)

五管区水路通報4年9号120項関連

和深埼南西方浮魚礁施設灯にAIS信号所が設置され、運用が開始される。

予 定 日 令和4年3月28日

位 置 34-25-29.3N 135-27-16.8E

名 称 和深埼南西方浮魚礁施設AIS信号所

海上移動業務識別 994311569

AIS信号に含まれる位置 和深埼南西方浮魚礁施設のGPSによる測定位置

電波の型式、周波数及び空中線電力 F1D 161.975MHz 12.5W

F1D 162.025MHz 12.5W

電波の発射時間 常時

有効利用区域 半径約12海里の円内の海面

備 考 海上移動業務識別及びAIS信号に含まれる位置の情報のほか、和深埼南西方浮魚礁施設の名称、表示目的及び位置移動の有無の情報を通報している。

海 図 W77(JP共)-W93(JP共)-W100A

出 所 五本部交通部、田辺海上保安部



★4年151項 本州南岸 — 田辺港西方 施設灯設置

五管区水路通報4年8号106項削除

田辺港西方に新型海象観測計実証試験のためのGPS波浪観測ブイが設置された。

名 称 市江崎沖新型海象観測計実証試験施設灯

位 置 33-38-18N 135-06-08E

灯 質 モールス符号白光 毎8秒にU(・・ー)

光達距離 6.0海里

備 考 レーダー反射器付設

海 図 W77(JP共)-W150C(JP共)-W100A

出 所 五本部交通部、田辺海上保安部



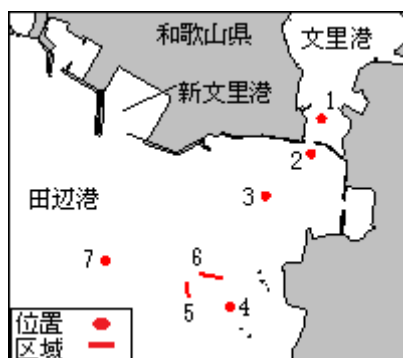
★4年152項 本州南岸 ー 田辺港、第1区 水深減少等

文里港及び付近において、浅所及び水深減少が存在する。

1. 浅所存在
位置 (1) 33-42-58.1N 135-23-40.4E (水深約5.1m)
2. 浅所存在
位置 (2) 33-42-52.6N 135-23-38.4E (水深約3.5m)
3. 浅所存在
位置 (3) 33-42-46.0N 135-23-29.9E (水深約8.7m)
4. 浅所存在
位置 (4) 33-42-28.6N 135-23-23.1E (水深約5.9m)
5. 海図図載より約2m~4m減少している
区域 下記2地点を結ぶ線上付近
(5) 33-42-32.6N 135-23-14.9E
(6) 33-42-30.0N 135-23-15.4E
6. 海図図載より約2m~5m減少している
区域 下記2地点を結ぶ線上付近
(7) 33-42-33.8N 135-23-17.2E
(8) 33-42-33.1N 135-23-21.8E
7. 浅所存在
位置 (9) 33-42-35.9N 135-22-59.8E (水深約3.9m)

海図 W74

出所 五本部海洋情報部



★4年153項 本州南岸 ー 田辺港、第2区 浅所存在

田辺漁港付近において、浅所が存在する。

- 位置 下記2地点
- (1) 33-43-40.2N 135-21-56.1E (水深約2.8m)
 - (2) 33-43-38.0N 135-21-41.8E (水深約3.7m)

海図 W74

出所 五本部海洋情報部



★4年154項 和歌山下津港 ー 有田区、第3区 浮棧橋設置

箕島漁港において、浮棧橋が設置された。

- 区域1 下記2地点を結ぶ線上（幅約6m）
- (1) 34-04-38.6N 135-05-31.6E
 - (2) 34-04-37.9N 135-05-32.2E（岸線上）
- 区域2 下記2地点を結ぶ線上（幅約6m）
- (3) 34-04-38.1N 135-05-30.8E
 - (4) 34-04-37.4N 135-05-31.4E（岸線上）

海図 W1144（JP共）



★4年155項 和歌山下津港 ー 海南区、第1区 露出沈船存在

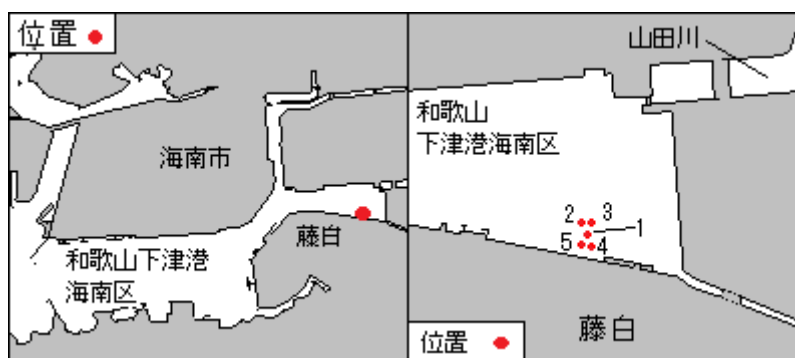
藤白地先付近において、露出沈船が存在しており、明示するための標識灯（1基）及び灯付浮標（4基）が設置されている。

- 位置 下記5地点
- (1) 34-08-59.3N 135-12-29.6E（標識灯 塗色：黄色 灯火：黄色）
 - (2) 34-09-00.0N 135-12-29.5E（灯付浮標 塗色：黄色 灯火：黄色 形状：円柱形）
 - (3) 34-09-00.0N 135-12-30.0E（灯付浮標 塗色：黄色 灯火：黄色 形状：円柱形）
 - (4) 34-08-59.0N 135-12-30.0E（灯付浮標 塗色：黄色 灯火：黄色 形状：円柱形）
 - (5) 34-08-59.1N 135-12-29.3E（灯付浮標 塗色：黄色 灯火：黄色 形状：円柱形）

海図 W1145

備考 上記（1）の位置において船体の一部が露出している。

出所 和歌山海上保安部



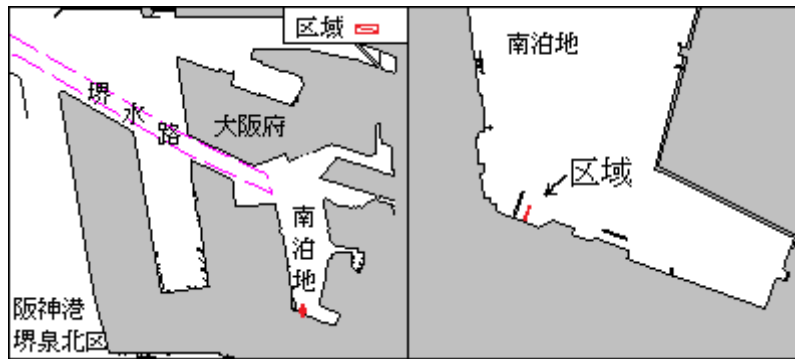
★4年156項 阪神港 ー 堺泉北区、第2区 浮棧橋について

南泊地南側において海図記載の浮棧橋（34-34-01N 136-26-45E 付近）は撤去されており以下の棧橋が設置されている。

- 区域 下記2地点を結ぶ線上（幅4m）
- (1) 34-34-01.2N 135-26-45.1E
 - (2) 34-34-00.5N 135-26-44.8E（岸線上）

海図 W1146（JP共）

出所 五本部海洋情報部



★4年157項 阪神港 — 堺泉北区、第3区 潜水作業

西泊地において、潜水作業が実施される。

期間 令和4年3月22日～25日、28日～30日（予備日3月31日～4月4日）日出～日没

区域 下記2地点付近

(1) 34-34-23N 135-25-13E

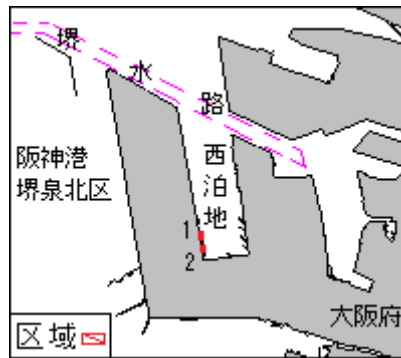
(2) 34-34-17N 135-25-15E

備考 警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

海図 W1146 (JP共)

出所 阪神港長



★4年158項 阪神港 — 大阪区、第1区 ボーリング作業等

夢洲北側前面において潜水士・起重機船等によるボーリング作業等が実施される。

期間 令和4年3月22日～7月30日（予備日を含む）日出～日没

区域 34-39-31N 135-23-31E 付近

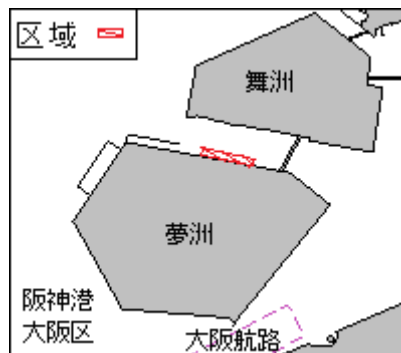
備考 警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

ボーリング作業時は、やぐら頂部及び四隅に赤旗、標識灯を設置

海図 W123 (JP共) - W1107 (JP共)

出所 阪神港長



★4年159項 阪神港 — 大阪区、第3区 棧橋撤去

木津川運河南西方において、棧橋が撤去された。

区域 下記2地点を結ぶ線上(幅約17m)
(1) 34-37-57.9N 135-27-04.6E
(2) 34-37-57.0N 135-27-10.8E

海図 W1148
出所 阪神港長



★4年160項 阪神港 — 大阪区、第4区 信号所復旧(予告)

五管区水路通報30年34号854項,855項関連

大阪南港船舶通航信号所(灯台表第1巻8108.03)(34-37.2N 135-24.0E)及び
大阪内港船舶通航信号所(灯台表第1巻8108.04)(34-38.3N 135-23.9E)は復旧される。

1. 大阪内港船舶通航信号所(灯台表第1巻8108.04)(34-38.3N 135-23.9E)

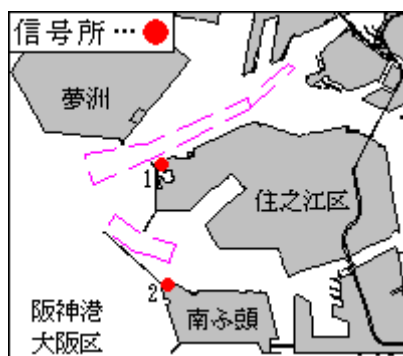
予定日 令和4年3月24日(予備日3月25日)1000

2. 大阪南港船舶通航信号所(灯台表第1巻8108.03)(34-37.2N 135-24.0E)

予定日 令和4年3月24日(予備日3月25日)1100

海図 W123(JP共)-W1146(JP共)-W1103(JP共)

出所 大阪海上保安監部



★4年161項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第1区 護岸改修工事

五管区水路通報4年7号95項削除

鳴尾浜東方において、潜水士・起重機船等による護岸改修工事が期間を延長して実施されている。

期間 令和4年8月31日まで(予備日を含む)日出~日没

区域 34-41-28N 135-22-01E 付近

備考 国際信号旗「A」旗を掲揚

警戒船を配備

汚濁防止膜を設置

アンカー位置を示す浮標を設置

海図 W1107(JP共)

出所 阪神港長



★4年162項 家島諸島 ー 坊勢島 防波堤改修工事

坊勢漁港(西ノ浦地区)において、潜水士・起重機船等による防波堤改修工事が実施される。

期 間 令和4年4月4日～6月5日(予備日6月6日～30日)

区 域 34-38-56N 134-31-10E 付近

備 考 警戒船を配備
国際信号旗「A」旗を掲揚
汚濁防止膜を設置

海 図 W1113

出 所 五本部海洋情報部



★4年163項 徳島小松島港 ー 徳島区、第1区及び付近 橋梁完成

吉野川河口において、橋梁が完成した。

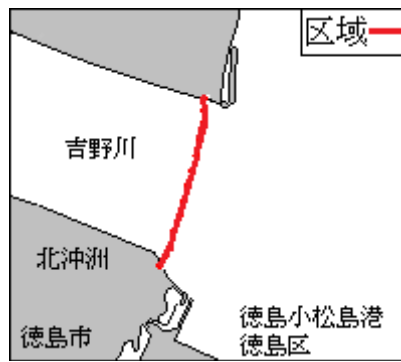
名 称 吉野川サンライズ大橋

区 域 下記13地点を結ぶ線上(幅10.3m)

- (1) 34-05-02.9N 134-36-06.1E (岸線上)
- (2) 34-05-00.8N 134-36-06.1E
- (3) 34-04-56.6N 134-36-05.7E
- (4) 34-04-52.4N 134-36-05.0E
- (5) 34-04-48.3N 134-36-03.9E
- (6) 34-04-44.2N 134-36-02.6E
- (7) 34-04-40.2N 134-36-01.1E
- (8) 34-04-36.2N 134-35-59.6E
- (9) 34-04-32.1N 134-35-58.1E
- (10) 34-04-28.1N 134-35-56.6E
- (11) 34-04-24.1N 134-35-55.0E
- (12) 34-04-20.1N 134-35-53.3E
- (13) 34-04-19.1N 134-35-52.9E (岸線上)

海 図 W1126

出 所 五本部海洋情報部



★4年164項 徳島小松島港 — 徳島区、第1区及び付近 掘下げ作業等

五管区水路通報3年40号807項削除

吉野川河口において、起重機船等による橋梁関連工事及び掘下げ作業が期間を延長して実施されている。

期 間 令和4年5月31日まで 日出～日没（一部夜間作業あり）

1. 橋梁関連工事

区 域 34-04-41N 134-36-00E 付近

2. 掘下げ作業

区 域 34-04-54N 134-36-40E 付近

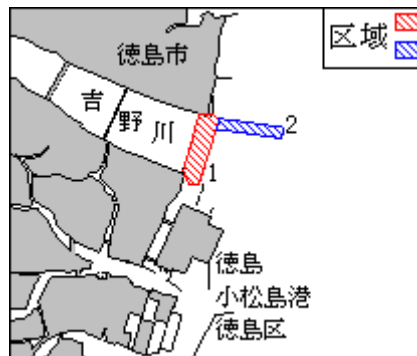
備 考 区域を示す灯付浮標を設置

警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

海 図 W1126

出 所 徳島小松島港長



★4年165項 四国南岸 — 高知港 防波堤延長

五管区水路通報3年37号736項関連

第7ふ頭東方において、既設防波堤が延長された。

区 域 下記2地点を結ぶ線上(幅約10m)

(1) 33-30-49.2N 133-35-39.7E (既設防波堤上)

(2) 33-30-48.4N 133-35-40.0E

海 図 W110

出 所 五本部海洋情報部

